

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 市街地整備改善に関する現状分析

- ・ 中心市街地内では一方通行路やボトルネック交差点等が散見され、第1期計画により解消された部分もあるが、現在も円滑な交通を阻害している区間が存在する。
- ・ 第1期計画により、自転車駐車場の整備や専用レーンの設置など、自転車利用促進のための交通環境の整備が図られてきたが、その量は十分でない。
- ・ 小規模の平面駐車場が増加しており、第1期計画において大通地区に大規模な立体駐車場が整備されたが、依然として利便性の高い大規模な駐車場は不足している。
- ・ 盛岡は積雪寒冷地であり、これまで融雪歩道の整備に取り組んできたが、整備区域が限られており、積雪・凍結により冬季間における高齢者等の安全かつ円滑な通行に支障が生じている区間がある。
- ・ 盛岡城跡公園で石垣の補修などの保存・整備が進められるとともに、イベントの開催など市民の交流の場として利用が進んでいる。

(2) 市街地整備改善の必要性

- ・ 郊外から中心市街地、あるいは中心市街地内の移動を円滑化するため、幹線道路等の4車線化、ボトルネック交差点等の改良等の必要がある。
- ・ 中心市街地域内の安全で便利な移動を推進するため、融雪歩道整備、駐輪場整備等の必要がある。
- ・ 城下町盛岡のシンボルであり、市民に親しまれている盛岡城跡公園及びその周辺を、より安全で快適に利用するために環境整備を進めることが必要である。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市道舗装新設改良事業（市道岩手公園開運橋線）（菜園工区）</p> <p>【内容】 ①歩道整備工事（高質舗装・融雪施設）L=330m ②電線類地中化工事</p> <p>【実施時期】 平成25～30年度</p>	盛岡市	<p>本事業は、大通と並ぶ商業集積地区である菜園において、歩道の拡幅、融雪施設の設置及び電線類の地中化整備を実施する事業である。積雪寒冷地である当市の歩行者の安全確保を図ることにより、当該地区の回遊性が高まるため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>【実施時期】 平成25～28年度</p>	
<p>【事業名】 （都計道）明治橋大沢川原線（大通）整備事業</p> <p>【内容】 ①都心環状道路と主要地方道を連絡する市街地幹線道路として161m区間を整備 ②現況幅員12mを25m、4車線に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化</p> <p>【実施時期】 平成20～30年度</p>	盛岡市	<p>本事業は、盛岡南新都市地区から中心市街地へのアクセス性向上を阻害しているボトルネック交差点等を4車線化する事業である。このことにより、防災性が向上し、交通の円滑処理やバス路線の新設と利用の促進により、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援事業】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成22～30年度</p>	
<p>【事業名】 （都計道）盛岡駅南大通線（大沢川原）整備事業</p> <p>【内容】 ①都心環状道路</p>	盛岡市	<p>本事業は、盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区等から中心市街地へのアクセス性向上を阻害している一方通行を4車線化する事業である。このことにより防災性を向上させ、交通の円滑処理やバス路</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】</p>	

<p>として 220m 区間を整備 ②現況幅員 8m を 28m, 4 車線に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 【実施時期】 平成 19～28 年度</p>		<p>線の新設と利用の促進, 広い道路を利用したイベント開催等が可能となり, 「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>平成 22～28 年度</p>	
<p>【事業名】 (都計道) 盛岡駅長田町線整備事業 【内容】 ①中心市街地と新市街地を連絡する公共交通軸として 143m 区間を整備 ②現況幅員 15m を 25m, 4 車線に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 【実施時期】 平成 19～30 年度</p>	<p>岩手県</p>	<p>本事業は, 盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区等から中心市街地へのアクセス性向上を阻害しているボトルネック交差点等を, 4 車線化することにより解消しようとする事業である。このことにより, 防災機能の向上が図られるとともに, 交通の円滑処理やバス路線の新設と利用の促進, 広い道路を利用したイベント開催等が可能となり, 「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 【実施時期】 平成 22～30 年度</p>	
<p>【事業名】 交通安全等施設整備事業(市道南大通一丁目 5 号線外) 【内容】 現況幅員のままコミュニティ道路 165m 区間を整備 【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	<p>盛岡市</p>	<p>本事業は, 中心市街地において多くの住民を抱えるとともに, 伝統ある行祭事には, 多くの市民や観光客が集まる八幡地区にある当該道路を整備する事業である。このことにより, 八幡通りや盛岡劇場への安全安心な通行が確保でき, 八幡通りのイベントの開催や空き店舗の活用などによる活性化に向けた地元主体の様々な取組のほか, 門前町らしい統一した趣のある町なみ創出に向けて, 地元のルールづくりなどの取組が期待でき, 「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	

<p>【事業名】 自転車走行空間整備事業</p> <p>【内容】 自転車走行レーンの設置</p> <p>【実施時期】 平成24～30年度</p>	盛岡市	<p>本事業は、中心市街地でも特に商業施設が集積している地区の一つである大通地区において、自転車走行レーンを整備する事業である。このことにより、自転車・歩行者の安全安心な通行の確保が図られ、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成24～26, 29～30年度</p>	
<p>【事業名】 自転車駐車場整備事業</p> <p>【内容】 自転車駐車場の設置</p> <p>【実施時期】 平成24～31年度</p>	盛岡市	<p>本事業は、中心市街地でも特に商業施設が集積しており、自転車・徒歩圏内に多くの人口を抱えている肴町地区及び大通・菜園地区において、自転車駐車場を整備する事業である。このことにより、中心市街地における交通手段の中心を、自動車から自転車・徒歩へと転換を図り、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業）</p> <p>【実施時期】 平成24, 28～29, 31年度</p>	
<p>【事業名】 盛岡駅前交差点改善事業</p> <p>【内容】 盛岡駅前の交通処理を検討するため、盛岡駅前周辺の交通実態調査、改善計画の策定及び地元調整を行いながら、改善を図る事業</p> <p>【実施時期】 平成24～27年度</p>	盛岡市	<p>本事業は、平成28年の希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催に向けて、当市の玄関口である盛岡駅周辺地区の交通処理の改善を図る事業である。このことにより、中心市街地へのアクセス性向上に寄与することから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p> <div data-bbox="651 1599 1075 1917" data-label="Image"> </div>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業）</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p> <p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>【実施時期】 平成26年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ひとにやさしいみちづくり事業</p> <p>【内容】 歩道融雪整備</p> <p>【実施時期】 平成 25～45 年度</p>	盛岡市	<p>本事業は、盛岡城跡公園周辺地区等の歩道に、歩道融雪施設を設置する事業である。積雪寒冷地である当市の歩行者の安全確保を図ることにより、当該地区の回遊性が高まり、また居住地としての魅力が向上するため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 地域活性化事業債</p> <p>【実施期間】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 盛岡城跡保存整備事業（国宝重要文化財等保存事業費補助金）</p> <p>【内容】 ①整備基本・実施設計 ②石垣修理（三ノ丸地区ほか） ③遺構整備 ④環境整備・公園施設整備 ⑤遺構確認発掘調査 ⑥整備報告書刊行</p> <p>【実施期間】 平成 25～34 年度</p>	盛岡市	<p>第 1 期計画の事業として策定された史跡盛岡城跡保存管理計画及び整備基本計画に基づき、史跡の保存・活用を行うため、史跡整備基本設計・実施設計を行うとともに、石垣修復・遺構整備、環境整備、公園施設整備等を実施する事業である。このことから本事業は、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p> 	<p>【支援措置】 国宝重要文化財等保存整備事業費補助金</p> <p>【実施期間】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 お城を中心としたまちづくり事業（国宝重要文化財等保存事業費補助金）</p> <p>【内容】 鶴ヶ池・亀ヶ池周</p>	盛岡市	<p>本事業は、第 1 期計画に引続き、城下町盛岡の原点であり、その象徴でもある盛岡城跡公園を中心として、人々の交流を図り賑わいのあるまちづくりを推進する事業である。このことから本事業は、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたくなる中心市街地」に寄与す</p>	<p>【支援措置】 国宝重要文化財等保存事業費補助金</p> <p>【実施期間】 平成 25～29 年度</p>	

辺環境整備		る事業である。		
[実施期間] 平成 25～34 年度				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 盛岡城跡保存整備事業（都市公園事業）</p> <p>[内容] ①整備基本・実施設計 ②環境整備，公園施設整備・改修</p> <p>[実施時期] 平成 25～34 年度</p>	盛岡市	第 1 期計画の事業として策定された史跡盛岡城跡保存管理計画及び整備基本計画に基づき，史跡の保存・活用を行うため，史跡整備基本設計・実施設計を行うとともに，石垣修復・遺構整備，環境整備，公園施設整備等を実施する事業である。このことから本事業は「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		（社会資本整備総合交付金（都市公園事業）を想定）
<p>[事業名] お城を中心としたまちづくり事業（都市公園事業）</p> <p>[内容] ①鶴ヶ池・亀ヶ池周辺環境整備 ②水辺空間の整備 ③各種イベントとの連携，推進</p> <p>[実施期間] 平成 25～34 年度</p>	盛岡市	本事業は，第 1 期計画に引続き，城下町盛岡の原点であり，その象徴でもある盛岡城跡公園を中心として，人々の交流を図り賑わいのあるまちづくりを推進する事業である。このことから本事業は，「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		（社会資本整備総合交付金（都市公園事業）を想定）
<p>[事業等名] （仮称）河南地区駐車場活用事業</p> <p>[内容] 河南地区の平面駐車場を立体化する。</p>	盛岡まちづくり（株）ほか	本事業は，河南地区の商店街や核店舗である商業施設の利便性向上を図るため，駐車場を整備することで，自家用車の利用が多いと考えられる郊外・近隣都市からの来街者や，家族連れでの来街者の利便性の向上に寄与する事業であ		（経済産業省・国土交通省の補助金等を想

<p>[実施時期] 平成 28 年度</p>		<p>る。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		<p>定)</p>
<p>[事業等名] (仮称) 盛岡駅前地下街リニューアル事業</p> <p>[内容] めんこい横丁を中心とする盛岡駅前地下街をリニューアルし、商業施設機能の強化を図る。</p> <p>[実施時期] 平成 25～27 年度</p>	<p>盛岡ターミナルビル(株)</p>	<p>本事業は、めんこい横丁を中心とする盛岡駅前地下街をリニューアルし、商業施設機能の強化を図る事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p> 		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 都市福利施設の現状

- ・ 博物館施設については、5施設が立地しており、特に、第1期計画で整備された「もりおか歴史文化館」には多数の観光客等が訪れている。その一方で、観光案内機能を持つ「もりおか歴史文化館」から他の観光施設等への回遊が十分に図られていない。
- ・ 社会福祉施設については、市全域に立地しており、中心市街地にもいくつかの施設が立地している。第1期計画では、当初河南地区にバスセンターに併設したケアマンションの建設が予定されていたものの、実施に至らなかった経緯があるが、中心市街地内における社会福祉関連施設の需要は現在も高い。
- ・ 子育てに対する不安や負担軽減のために、第1期計画により大通地区及び河南地区において「盛岡市つどいの広場」を運営し、子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりや交流の場として利用している。
- ・ 本市の地域資源として、いくつかの歴史的建造物等は、観光・文化施設等として整備・活用されているが、今後活用が期待される歴史的建造物も存在する。
- ・ 医療施設については、岩手医科大学附属病院のほか、多くの個人病院が立地している。なお、岩手医科大学附属病院については、平成30年度以降に市外への移転を予定しているが、歯学部跡地については、内丸メディカルセンター（仮称）として整備される予定である。



(2) 都市福利施設整備の必要性

- ・ 高齢化社会の進展による社会福祉施設の需要増加に対応するため、新たな施設建設のほか、施設運営のノウハウを有するNPOなどの民間との協働により、質の高いサービス提供を図る必要がある。
- ・ 集客効果が見込まれる歴史的建造物等を有効活用し中心市街地の魅力向上につなげるほか、「もりおか歴史文化館」が持つ観光案内所的機能等の強化により市内外に情報発信を行い、回遊性を高めていく必要がある。
- ・ 盛岡バスセンター再整備による公共交通機関の施設機能充実により、利用者の利便性を高めるとともに、商業機能と公益的機能を併設した複合施設として再整備することで、地域の交流拠点としての機能を高め、周辺地域への回遊性を高めていく必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 盛岡バスセンター再整備事業</p> <p>[内容] 現在の盛岡バスセンターを建替え、バスターミナル機能の強化を図るとともに、商業機能や公益的機能が充実した複合施設として再整備する事業</p> <p>[実施時期] 平成26年度～</p> 	<p>(株)盛岡バスセンターほか</p>	<p>本事業は、施設の老朽化や東日本大震災などの影響により、機能や魅力が低下してきている盛岡バスセンターを建替え、バスターミナル機能の強化と商業機能や公益的機能の充実により、交流拠点として地区の活性化を図る事業である。バスターミナル機能の強化により円滑な公共交通の運行が確保されるとともに、商業機能や公益的機能の充実により、河南地区の魅力向上が図られるほか、利用者の増加による回遊性の向上が図られるため、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p> <p>バスターミナル機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスバースの効率的な配置 ・インフォメーションコーナーの設置(情報検索端末等) <p>商業機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア、フードコート <p>公益的機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習塾 	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(盛岡バスセンター地区))</p> <p>[実施期間] 平成26～28年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 つどいの広場管理運営事業</p> <p>【内容】 子育て中の親子を対象に、子育てについて気軽に相談できる相手や仲間が集う場所「つどいの広場」をNPO法人との協働事業として実施する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	<p>盛岡市・NPO法人 いわて子育てネット</p>	<p>本事業は子育てへの不安や負担感の軽減を図るほか、NPO法人との協働によりNPO法人の新たな活動の場所を創出しながら、子どもの笑顔があふれるまちづくりや中心市街地を訪れる新たなきっかけづくりを目指すものである。このことから、本事業は「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 子育て支援交付金</p> <p>【実施期間】 平成25～29年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 赤ちゃんの駅設置事業</p> <p>【内容】 外出先で授乳やオムツ替えのために利用できるスペースを貸し出す公共施設や店舗を「赤ちゃんの駅DAKKO」として指定し、広く情報提供する。また、民間事業者等が、新たに赤ち</p>	<p>盛岡市・各事業者</p>	<p>本事業は、中心市街地をはじめとする市内の公共施設や店舗等において、気軽に利用できる授乳・おむつ替えスペース等を設置することにより、育児中の世帯が安心して外出できる環境づくりを目指すものである。このことから、育児中の世帯が中心市街地への来街頻度を増やし、また、滞留時間の増加や回遊性が高まることにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		

<p>やんの駅を設置する場合、費用の一部を補助する。</p> <p>【実施時期】 平成 24～26 年度</p>				
<p>【事業名】 (仮称) 岩手銀行旧中ノ橋支店(赤レンガ)活用事業</p> <p>【内容】 岩手銀行旧中ノ橋支店(赤レンガ)を保存修理し、見学・展示等の施設として活用を図る。</p> <p>【実施期間】 平成 24～28 年度</p>	<p>(株)岩手銀行</p>	<p>本事業は、中心市街地にある国指定有形文化財(建造物)を見学・展示等の施設として整備し公開する事業である。このことにより、中心市街地の魅力が向上し、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p> 		<p>(文化庁の補助金等を想定)</p>
<p>【事業名】 中央通ビル活用事業</p> <p>【内容】 長年低利用となっていたビルを改修し、専門学校として活用する。</p> <p>【実施期間】 平成 25 年度</p>	<p>学校法人 龍澤学館</p>	<p>本事業は、官公庁街にあり十分に活用されていなかったビルを再整備し、行政や民間企業への就職を支援する専門学校として活用する事業である。商業施設が集積している大通地区に隣接した地区に、若者が集まる専門学校が開設されることにより、商店街への新たな客層の回遊が見込まれることから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 もりおか歴史文化館教育普及・学芸事業</p> <p>【内容】 ①企画展等による盛岡の歴史文化の紹介 ②学校等との連携による歴史文化とのふれ合い</p>	<p>盛岡市・もりおか歴史文化館指定管理者</p>	<p>本事業は、第1期計画により整備された歴史文化施設において、盛岡の暮らし文化や祭り・年中行事等歴史文化を紹介する企画展を実施し、また、学校等との連携のもと若い世代が歴史文化とのふれ合う機会を創出することにより、盛岡城跡や周辺城下町が魅力的な観光資源として機能し、市民や観光客等の滞留・回遊による賑わいを創出し、中心市街地が活性化す</p>		

<p>の創出 【実施期間】 平成 23 年度～</p>		<p>ることを目指している。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 町なか情報センター運営事業 【内容】 ① 中心市街地や市内のイベントや商店街等の情報の提供 ② 史跡 盛岡城跡・もりおか歴史文化館を中心に他の観光施設と連携した「まち歩き」の情報発信 【実施期間】 平成 23 年度～</p>	<p>盛岡市・もりおか歴史文化館指定管理者</p>	<p>本事業は、第 1 期計画により、中心市街地の中心部に整備された歴史文化施設において、中心市街地をはじめとする市内のイベント情報や商店街等に関する情報を提供し、中心市街地のまち歩きの拠点とすることにより市民や観光客等の回遊性を高め、中心市街地の活性化を図る事業である。このことから、本事業は、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 中津川観光文化施設連携事業 【内容】 中津川流域の5つの文化施設が連携し、文化芸術の振興、環境整備、まちづくりなどの分野で相互協力しながら、共同企画の立案と実施、情報交換と発信、自主事業に対する支援、各種団体に対する施設の運営、事業への協力要請を行う。 【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>中津川流域文化施設連盟「NACA」</p>	<p>本事業は、中心市街地を流れる中津川流域の芸術文化の香りあふれる5つの文化施設(岩手県民会館, もりおか歴史文化館, もりおか啄木・賢治青春館, 深沢紅子野の花美術館, 盛岡市中央公民館)が協力し、芸術文化の発信を中心とした共同企画などの立案や情報発信等行いながら相互の連携を図っていく事業である, このことにより, 回遊性の向上が図られることから, 「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性
<p>(1) 街なか居住の推進の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地全体としては、第1期計画事業として河南地区に民間マンションが建設されたほか、老朽化した商業施設をマンションに建替えるなど、民間開発の動きが活発化している。その一方で、大通コアエリア周辺では、人口の減少が見られる。 ・ 本市における公営住宅整備については、現在地での建替えや住戸改善事業を重点的に実施しており、中心市街地に新たな公営住宅を設置する計画は見込んでいない。 <p>(2) 街なか居住推進の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災以降、防災性・省エネ等に配慮した居住施設の需要が高まっている中で、少子高齢社会の進展や行政の投資効率の向上の観点から、コンパクトに機能が集約した中心市街地への街なか居住を推進する必要性がある。 ・ 良好な市街地住宅の供給等に資する民間開発事業を一層支援し、中心市街地の活性化に資する居住人口の増加を図ることが必要である。 <p>(3) フォローアップの考え方</p> <p>毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 中央通二丁目地区優良建築物等整備事業（優良建築物等整備事業）	盛岡市中央通二丁目地区再開発ビル建設協議	本事業は、中心市街地においてまちなか居住を推進することを目的とし、土地の高度利用を図り、防災性を高めるとともに中心市街地の人口増加に寄与する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備	

<p>【内容】 ①敷地の共同化 ②防災性及び省エネに配慮したマンション（110戸予定）の建設 【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	<p>会</p>	<p>る。このことにより、周辺商業施設での購買機会の増加及び回遊人口の増加が図られることから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p> 	<p>事業) 【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	
<p>【事業名】 八幡町地区優良建築物等整備事業（優良建築物等整備事業） 【内容】 ①公共的通路等の整備 ②賃貸住宅（56戸）の建設 【実施時期】 平成 25～26 年度</p>	<p>八幡町地区再開発ビル建設協議会</p>	<p>本事業は、中心市街地において土地の高度利用を図り、介護機能付共同住宅とともに公共的通路を整備する事業である。このことにより、周辺商業施設での購買機会の増加及び回遊人口の増加が図られることから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 平成 25～26 年度</p>	
<p>【事業名】 大通地区優良建築物等整備事業（優良建築物等整備事業） 【内容】 店舗及び共同住宅の建設 【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	<p>（仮称）盛岡市大通地区再開発ビル建設協議会</p>	<p>本事業は、中心市街地において土地の高度利用を図り、防災性を高めるとともに中心市街地の人口増加に寄与する事業である。このことにより、周辺商業施設での購買機会の増加及び回遊人口の増加が図られることから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

<p>【事業名】 中央通二丁目地区優良建築物等整備事業（防災・省エネまちづくり緊急促進事業）</p> <p>【内容】 ①敷地の共同化 ②防災性及び省エネに配慮したマンション（110戸予定）の建設</p> <p>【実施時期】 平成26～27年度</p>	<p>盛岡市中央通二丁目地区再開発ビル建設協議会</p>	<p>本事業は、中心市街地においてまちなか居住を推進することを目的とし、土地の高度利用を図り、防災性を高めると共に中心市街地の人口増加に寄与する事業である。このことにより、周辺商業施設での購買機会の増加及び回遊人口の増加が図られることから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p> <p>【実施時期】 平成26～27年度</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市税の減免制度</p> <p>【内容】 優良建築物等整備事業制度要綱に基づき実施される、優良再開発型優良建築物等整備事業により建築された建築物及び同事業によらないが同事業の要件に適合し建築された建築物に対し、盛岡市市税条例の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減免を行う。</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	<p>盛岡市</p>	<p>本制度は、建築物の固定資産税及び都市計画税の減免により、再開発型整備事業が促進されることによる市街地の整備改善及び中心市街地の活性化を目指す制度である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する制度である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 商業の活性化の現状

- ・ 第1期計画では、従来平面駐車場であった場所に、商業施設と立体駐車場の複合施設であるクロステラス盛岡が建設され、駅前地区と大通地区をつなぐエリアで新たに商業の活性化が図られているが、中心市街地全体としては事業所数や従業員数は減少している。また、中心市街地でも大規模小売店舗が増加しているが、郊外ではそれを上回るペースで増加している。
- ・ 中心市街地における空き店舗数については、第1期計画事業の実施等により一定の歯止めがかかり、減少傾向にある。
- ・ 観光面においては、伝統行事であるさんさ踊りやチャグチャグ馬コ等の開催のほか、JRの大型観光キャンペーンなどを生かしたイベント等の開催で振興を図っているが、東日本大震災の復興需要等特殊要因を除くと、観光客入込数は減少傾向にある。また、宿泊者数は増加の兆しがあるものの、回帰分析では減少の傾向が予測される。
- ・ 第1期計画により、商業者・商店街組合・商工団体・行政・市民等が連携し、「映画館通り」に代表される映画文化などの地域資源の活用、イベントの実施やハンギングバスケット設置等により、商店街の魅力向上を図ってきたが、それぞれの主体が連携し、回遊性を向上させて賑わいが面的に広がるまでには至らなかった。



(2) 商業の活性化の必要性

- ・ 既存の地域資源をブラッシュアップし魅力を向上させていくほか、東日本大震災復興支援も兼ね、県内の特産品等を生かしたイベントを開催するとともに、当市の県都としての拠点性を生かした観光ルート整備等を通じて、さらに観光客の増加を図る必要がある。
- ・ 個別の商業・観光施設等の賑わいを生かし、エリア内の商店街や大型店等が連携してイベントを行うほか、会員数の減少等で、活動が低迷している商店街等に対し、各商店街の青年部等が、商店街組織を横断して組織強化活動やイベント事業を実施すること等により、面的な活性化を図る必要がある。
- ・ 空き店舗の活用や個店の魅力向上、高齢化社会に対応した商店街の環境整備を図るとともに、商店街と中心市街地内大型店との補完し合う関係の構築を目指す必要がある。
- ・ 住民や来街者の視点に立ち、商店街の情報発信に努め、一層の集客を図ることが必要である。

- ・ 歴史的建造物等の整備を図るとともに、古い街並みなど、既存の都市ストックを活用し、情報発信をすることにより、一層の観光客誘致事業に取り組む必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 大規模小売店舗立地法特例区域の設定の要請 [内容] 大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする「第一種特例区域」の設定についての県への要請 [実施時期] 平成 20 年度～	盛岡市	中心市街地に多くの集客力を有する大規模小売店舗の迅速な出店や、空き店舗対策を促進するために有効であり、「賑わいあふれる中心市街地」に必要な措置である。	[支援措置] 大規模小売店舗立地法の特例 [実施時期] 平成 25～29 年度	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] フラワーバスケット事業 [内容] ①商店街等へのフラワーバスケット器材の無料貸付 ②フラワーバスケ	盛岡市	本事業は、商店街等によるハンギングバスケットの設置によって花と緑を演出し、人々が道路を歩くこと自体を楽しめるような道路沿道の魅力アップを目指す事業である。このことにより、潤いのある空間形成を通じて、「賑わいあふれる中心市街地」及び	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 25～29 年度	

<p>ットの材料購入, 製作, 運搬, 取付け, 撤去に要する費用の支援</p> <p>[実施時期] 平成 16~29 年度</p>		<p>「訪れたいくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>[事業名] 商店街イベント事業</p> <p>[内容] 商店街等が主催するイベント等に対し, 盛岡市商店街連合会を通じその経費の一部を補助する。</p> <p>[実施時期] 平成 19 年度~</p>	<p>盛岡市商店街連合会</p> <p>各商店街等</p>	<p>本事業によるイベントの開催により, 商店街と地域住民とが密接に結びつくこととなり, 商店街の魅力向上に大きく貢献し集客力が高まることを目指すものである。このことにより, 「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたいくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 25~29 年度</p>	
<p>[事業名] 商店街活性化支援事業</p> <p>[内容] ①ストリートステージ支援事業 商店街をステージに, 市民等が主体となって企画・実施する事業を支援する。 ②フラワーコミュニケーション事業 地域住民や小学校と連携し, 商店街を花や木で装飾する事業を支援する。 ③ベンチ等設置事業 商店街に, ベンチ等を設置し, 高齢者や観光客など, 誰もが利用しやすい商店</p>	<p>盛岡市商店街連合会</p> <p>各商店街等</p>	<p>本事業は, 商店街を商業・サービス業の場としてだけでなく, 今まで以上に市民共有の公共の場と捉え, 様々な市民企画の発表の場として活用する事業である。</p> <p>このことにより, 「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたいくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p> 	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 平成 25~29 年度</p>	

<p>街環境の整備を図る。 【実施時期】 平成 19 年度～</p>				
<p>【事業名】 夏祭り(盛岡さんさ踊り)の開催</p> <p>【内容】 行政, 商工団体及び民間団体・企業等が連携して, 毎年 8 月に「盛岡さんさ踊り」を実施する。 ①パレード・輪踊り ②地域芸能等のステージ披露等</p> <p>【実施時期】 昭和 53 年度～</p>	<p>盛岡さんさ踊り実行委員会</p>	<p>本事業は, 伝統芸能である「さんさ踊り」を地域資源として活用し, 市内外からの多くの観客を迎えることにより, 近隣の商店街の活性化を図り, 市中心部の魅力向上を図ることを目指す事業である。このことにより, 「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p> 	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	<p>盛岡市負担金, 民間協賛金</p>
<p>【事業等名】 盛岡おもてなし度 UP 事業</p> <p>【内容】 盛岡市, 観光団体及び事業者等が連携して, 次の事業を実施する。 ①おもてなし度 UP 事業 ②地元知識向上事業 ③情報発信事業 ④NHK 連続テレビ小説「どんど晴れ」を活用した観光振興事業</p>	<p>おもてなし推進協議会</p>	<p>本事業は, 観光客に市を挙げて「もてなしの心」で接することにより, 単なる名所観光にとどまらない観光交流が生まれ, 観光客リピートや口コミなどによる観光客誘致促進効果が上がることを目指す事業である。このことにより, 「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

[実施時期] 平成 19 年度～				
[事業等名] 空き店舗活用促進事業 [内容] 中心市街地の商店街等にある空き店舗を活用して出店する事業者に対して、改装費を補助する事業 [実施時期] 平成 17 年度～	盛岡市	本事業は、新規出店を支援する制度の整備により、商店街への出店意欲を促進し、商店街の連続性を確保する事業である。このことから、本事業は、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 25～29 年度	
[事業名] 盛岡バスセンター再整備事業 再掲 [内容] 現在の盛岡バスセンターを建替え、バスターミナル機能の強化を図るとともに、商業機能や公益的機能が充実した複合施設として再整備する事業 [実施時期] 平成 26 年度～	(株)盛岡バスセンターほか	<再掲 P108 参照>	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(盛岡バスセンター地区)) [実施期間] 平成 26～28 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業等名] 商店街研修事業 [内容] 商店街等の活性化を図るための専門家の活用	盛岡市中心市街地活性化協議会・各商店街等	本事業により、専門家から商店街等の様々な問題にアドバイスを受けるとともに、商店街を新たなコミュニティの場と位置づけ、人間関係という付加価値がついた『おもてなしの商業』など新たな	[支援措置] 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 [実施時期]	

<p>[実施時期] 平成 20 年度～</p>		<p>な発想で、対応していくことにより、商店街の魅力向上に大きく貢献し集客力を高めることを目指すものである。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>平成 25～29 年度</p>	
------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

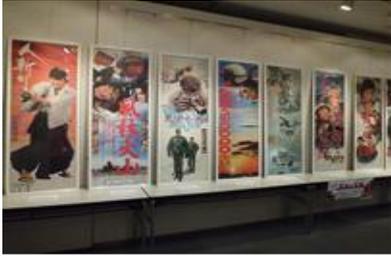
<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p>	<p>支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p>[事業名] ポータルサイトと連携した新地域カードシステム事業 [内容] 盛岡市内の商店街等で共通して使用できる地域カードの導入及びポータルサイトの構築による情報発信。 [実施時期] 平成 26 年度～</p>	<p>盛岡商工会議所・盛岡 Value City(株)ほか</p>	<p>本事業は、盛岡市内の商店街や商業施設等で共通して使用できる電子マネーによる決済機能を有した地域カードを導入し、来街者の買い物環境における新たな選択肢を提供するとともに、カード事業と連携したポータルサイトを構築し、盛岡市のあらゆる情報とともに、商店街や商業施設、各個店等の情報を一元的に発信することで、来街の動機づけにつなげ、中心市街地の活性化を図る事業である。このことから、本事業は「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>[支援措置] 商店街まちづくり事業補助金、地域商業自立促進事業補助金 [実施時期] 平成 26 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p>	<p>国以外の支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p>[事業名] 盛岡市農業まつり [内容] 盛岡市内の産直、農業関係団体や沿岸地域の事業者により、野菜、果物、海産物等や、それらを利用した料理など</p>	<p>盛岡市農業まつり実行委員会</p>	<p>本事業は、市内の新鮮な農畜産物や郷土料理を盛岡城跡公園で販売することにより、市民等の農業への理解の促進や郷土の食文化の価値を再発見する事業である。併せて、東日本大震災の被害を受けた事業者による海産物等の販売を行うことにより、震災からの復興を支援する</p>		

<p>の販売を行う。 【実施時期】 昭和 62 年～</p>		<p>事業である。このことにより、盛岡市内はもとより県内外からの観光客等の来街が見込まれ、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 市税の減免制度 再掲 【内容】 優良建築物等整備事業制度要綱に基づき実施される、優良再開発型優良建築物等整備事業により建築された建築物及び同事業によらないが同事業の要件に適合し建築された建築物に対し、盛岡市市税条例の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減免を行う。 【実施時期】 平成 20 年度～</p>	<p>盛岡市</p>	<p><再掲 P 114 参照></p>		
<p>【事業名】 盛岡城跡公園イルミネーション事業 【内容】 もりおか歴史文化館前庭を中心にイルミネーションを設置し、夜の観光スポットとする。 【実施時期】 平成 19 年度～</p>	<p>盛岡商工会議所</p>	<p>本事業は、盛岡固有の歴史的財産の再発見や魅力ある風景を再認識する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 いしがきミュージ</p>	<p>いしがきミュージ</p>	<p>本事業は、盛岡市の中心地でシンボリックな存在で、市民の憩</p>		

<p>ックフェスティバル</p> <p>【内容】 盛岡城跡公園を主会場にその他8箇所においてミュージックフェスティバルを実施し、市民団体、企業、メディア、行政が大同連携し城下町盛岡を元気にする。</p> <p>【実施時期】 平成19年度～</p>	<p>ックフェスティバル実行委員会</p>	<p>いの場となっているほか、歴史的資産である盛岡城跡公園を主会場に、市民参加型のイベントを実施することにより、盛岡固有の歴史や文化、あるいは中心市街地の再発見や再認識する事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業等名】 商店街組織強化支援事業</p> <p>【内容】 商店街の青年部世代を中心に、商店街の会員数増加等の組織力向上を目的として、研修や組織強化活動を行う事業。</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p>	<p>盛岡市商店街連合会</p>	<p>本事業は、市内商店街の会員数が減少傾向にある中、商店街の青年部等を中心に、イベントや会員募集活動等商店街事業の実施に関することを研修で学び、実行する事業である。このことにより、商店街組織を横断して、より活発な商店街活動が実施されることから、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 映画祭開催事業</p> <p>【内容】 行政と市民や関係団体等が連携し、「映画祭」の開催を通じて「映画の街盛岡」の情報発信を行う。</p> <p>①映画上映 ②トークショー ③もりおか映画資料展</p>	<p>もりおか映画祭実行委員会</p>	<p>本事業は、「映画の街盛岡」推進事業の一環であり、映画文化を地域資源として活用し、映画祭を開催するとともに、近隣の商店街、大型店等が連携し、商業の活性化を図り、市中心部の魅力向上を図ることを目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>	<p>盛岡市負担金・日本芸術文化振興基金助成</p>	

<p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>				
<p>【事業等名】 「映画の街盛岡」推進事業 【内容】 行政と市民や関係団体等が連携し、シネマストリートギャラリーやミニシアターなどの実施により「映画の街盛岡」の情報発信を行う。 【実施時期】 平成 19 年度～</p>	<p>「映画の街盛岡」推進事業 実行委員会</p>	<p>本事業は、映画文化を地域資源として活用し、「映画の街盛岡」の情報発信を行うとともに、近隣の商店街、大型店等が連携し、商業の活性化を図り、市中心部の魅力向上を図ることを目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 盛岡スクエア事業 【内容】 中心市街地の 3 商店街、3 大型店の連携により、共同販売促進事業や当該地区の活性化のための研究等を実施する。(歳末フェスタ、春咲きフェスタ、共通スクラッチカード発行、セミナー、フリーペーパー発行) 【実施時期】 平成 19 年度～</p>	<p>盛岡大通商店街協同組合・(株)川徳・東大通商業振興会・映画館通りまちづくり協議会・盛岡大通ショッピング&スクリーン・三田農林(株)</p>	<p>本事業は、各商店街や個店がそれぞれ対応策を実施していた取り組みを面的に実施することにより、郊外大型店の進出等により、低下傾向にある中心市街地の吸引力を高め、エリアとしての魅力が向上することを目指す事業である。平成 24 年 12 月からは、3 大型店の情報を提供するフリーペーパーを発行し情報発信を行うことにより、さらなる魅力の向上を図っている。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 商店街情報発信事業 【内容】</p>	<p>盛岡市商店街連合会</p>	<p>本事業は、商店街のイベント・市(いち)等の各種情報を、盛岡市商店街連合会のホームペ</p>		

<p>商店街等の団体が主催するイベント等についてインターネット等により情報発信を行う。また、トイレを記載した商店街マップ等を作成する。</p> <p>【実施時期】 平成7年度～</p>		<p>ージや、都心循環バスでんでんむしの車内広告などを活用して情報発信すること、さらには公開されているトイレを記載した商店街マップの作成等により商店街の魅力向上を目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 盛岡もの識り検定</p> <p>【内容】 盛岡市の歴史、文化、産業、観光、自然、“盛岡通”を認定する検定試験の実施</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	<p>盛岡商工会議所</p>	<p>本事業は、盛岡ならではの有形無形の資産を再認識し、検定試験を実施する事業である。このことにより、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業等名】 もりおか広域まるごとフェア</p> <p>【内容】 盛岡城跡公園で、盛岡広域の物産を販売するほか、さんさ踊り等の披露等を実施。</p> <p>【実施時期】 平成24年度～</p>	<p>盛岡商工会議所ほか</p>	<p>本事業は、市民の憩いの場であり、かつ歴史的資産である盛岡城跡公園において、市民参加型のイベントの実施により、盛岡固有の歴史や文化を発見再認識する事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業等名】 市（いち）の開催</p> <p>【内容】 材木町・盛岡駅周辺</p>	<p>各実行委員会ほか</p>	<p>本事業は、市民の交流の場であり、かつ地産地消の場でもある市（いち）を開催する事業である。このことにより、盛岡固</p>		

<p>地区・紺屋町などで、山菜・魚介類・花卉・アンティークなどの市を開催。 (開催期間・時間については市毎に異なる) [実施時期] 平成20年度～</p>		<p>有の歴史や文化を発見再認識する場となり、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>[事業名] 冬季観光イベントの実施 [内容] 行政、商工団体及び民間団体・企業等が連携して、毎年2月「もりおか雪あかり」を実施する。 ①氷像、雪像の製作 ②スノーキャンドルの製作 ③年度企画 等 [実施時期] 平成16年度～</p>	<p>もりおか雪あかり実行委員会</p>	<p>本事業は、観光客等が減少する冬季間の夜間に多くの人出を創出するため、市民参加型イベントとして中心市街地において「もりおか雪あかり」を開催し、エリアとしての魅力が向上することで集客力、回遊性が高まり、近隣の商店街が活性化されることを目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>[事業等名] 盛岡小さな博物館整備事業 [内容] 行政、商工団体及び企業等で組織する盛岡市産業まつり実行委員会が、地場産品の理解向上や売り上げ増加につながるため、市内の地場産品製造業者を「盛岡小さな博物館」に指定し、パンフレットの作成等により周知を行う。</p>	<p>盛岡市産業まつり実行委員会</p>	<p>本事業は、盛岡市内で生産された製品や生産工程及び資料等を直接工房や店舗で生産者等と相対し見学ができる「盛岡小さな博物館」の指定を進めながら、「歩いて楽しむまち盛岡」の魅力づくりに努めるとともに、中心市街地への観光客等の入込み拡大と地場産業の活性化を図ることを目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		

<p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>				
<p>【事業等名】 盛岡・八幡平観光圏整備事業</p> <p>【内容】 盛岡・八幡平広域観光圏域内関係団体による広域観光の推進</p> <p>①観光客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業</p> <p>②観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業</p> <p>③観光旅客の移動の利便の増進に関する事業</p> <p>④観光に関する情報提供の充実強化に関する事業ほか</p> <p>【実施時期】 平成 22～26 年度</p>	<p>盛岡・八幡平広域観光推進協議会</p>	<p>本事業は、広域での連携を強め、滞在観光を展開することで、本市を含めた広域圏の魅力を向上させるものである。このため、拠点都市である本市には、遠方からの観光客の増加や宿泊率の増加につながる事業であり、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 盛岡ブランド推進事業</p> <p>【内容】 盛岡ブランドを推進するため、市民・事業者の意識共有と情報発信の強化に向けた事業及び以下の 4 分野において盛岡の価値や魅力のそれぞれを磨き育む主要事業を、市民事業者等との幅広い連携・協</p>	<p>盛岡市・盛岡ブランド市民推進委員会等</p>	<p>本事業は、盛岡の有形無形の資産を再認識し、活用する事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		

<p>働の下に実施する。</p> <p>①自然と暮らしの物語り（自然，街並み等の景観保全）</p> <p>②暮らしと伝統の物語（特産品振興）</p> <p>③先人と文化の物語（先人の顕彰と文化振興）</p> <p>④人と人を紡ぐ物語（おもてなしや人情を大切にすること意識共有）</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>				
<p>【事業名】 都市ブランド戦略的情報発信</p> <p>【内容】 都市の魅力(盛岡ブランド)を効果的に伝える戦略的な情報発信を進め、都市の認知度や好感度を上げ、盛岡そのものを全国的に売り込む。</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	<p>盛岡市・盛岡ブランド市民推進委員会等</p>	<p>盛岡の魅力を一括して戦略的に発信することにより、盛岡の全体イメージを引き上げることにより、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業等名】 材木町石組遊歩道活用事業</p> <p>【内容】 市の保存建造物である「材木町裏石組」に並行する遊歩道に、歴史や所以を紹介する看板を設置するとともに、植栽の整備等を行う。</p>	<p>盛岡市材木町商店街振興組合ほか</p>	<p>本事業は、中心市街地で長い歴史を持ち観光スポットとして人気の高い材木町にある石組と遊歩道を地域資源として、さらなる磨き上げをする事業である。このことにより、地域住民及び観光客等の来街機会の増加や回遊性向上につながり、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		

<p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>				
<p>【事業名】 「もりおかまちな かゼミナール(もり ゼミ)」開催事業 【内容】 ①商工会議所等 による、「もりゼミ」 開催に向けた研修 セミナー等の開催 ②各商店街等によ る「もりゼミ」の実 施 【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>盛岡商工 会議所、 各商店街</p>	<p>本事業は、商店街の各店舗の 店主やスタッフを講師として、 専門的な知識や技術を紹介する 「もりゼミ」を開催すること により、各店舗のファンづくりを 目指す事業である。このこと により、各店舗の新規顧客の獲得 及びリピーターの増加が図られ ることから、「賑わいあふれる中 心市街地」に寄与する事業であ る。</p>		
<p>【事業名】 もりおかまちなか (ラリー)検定事業 【内容】 中心市街地内の複 数の商店街等に設 置した「もり検」の 問題を回答するラ リー検定の実施 【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>盛岡まち づくり (株)ほか</p>	<p>本事業は、中心市街地の複数 の商店街等に「もり検」の問題 を設置し、問題を回答してもら うラリー検定を実施すること で、地域に対する知識を深めて もらうとともに、中心市街地内 の回遊性の向上を図る事業であ る。このことにより、来街機会 の増加や回遊性の向上につな がり、「賑わいあふれる中心市街 地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか虹色プロ ジェクト事業 【内容】 大通地区の活性化 を目的に、盛岡情報 ビジネス専門学校 と盛岡大通商店街 協同組合が連携し た事業の実施 【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>盛岡情報 ビジネス 専 門 学 校、盛岡 大通商店 街協同組 合</p>	<p>本事業は、盛岡情報ビジネス 専門学校と盛岡大通商店街協 同組合が連携して、地域資源を 活用した商店街イベントの企画 及び運営、情報発信等を行い、 大通地区の活性化を図る事業 である。このことから、本事業 は「賑わいあふれる中心市街 地」に寄与する事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 公共交通機関の現状

- ・ 公共交通機関の利用促進のため、第1期計画では利用しやすい料金体系の都心循環バスの運行を行い、市民の足として定着しているほか、高齢者向けバス・鉄道優待バスの発行や、バリアフリー対応バスの導入なども行っているが、路線バスの利用者数自体は横ばいである。
- ・ 施設の老朽化やバス発着本数の増加に伴い、盛岡バスセンターは本来のバスターミナル機能のほか、併設する商業施設機能等を十分に発揮できていない状況にあるが、第1期計画では盛岡バスセンター再整備事業の実施に至らなかった。

(2) 公共交通機関の利便性増進の必要性

- ・ 公共交通を「中心市街地の活性化を促す重要な交通手段」として位置づけ、より一層の利便性向上に向けた事業の展開が必要である。
- ・ 盛岡バスセンターを再整備し、ターミナル機能の強化を図り、中心市街地を含めた市域全体の交通の利便性向上が必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度の進捗状況を把握し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

■特定事業

(1) 特定事業推進の現状

- ・ 都市型新事業の立地促進施設整備事業については、平成14年度に、「盛岡市産業支援センター」を設置し、情報サービスやデザイン業などの新規創業者等に向けた支援を行なっている。また、平成23年度には「盛岡コンタクトセンター」が開設されるなど、これまでの企業誘致の結果、多くのコンタクトセンターが立地している。
- ・ 乗合バスの利用者の利便増進の事業については、中心市街地では都心循環バスをはじめとしてある程度の運行本数を確保している。

(2) 特定事業の推進の必要性

- ・ 都市型新事業の実施企業等の立地促進施設整備事業については、既存施設の運用の適宜見直しなどにより、都市型産業の実施や新規雇用創出に寄与する事業を支援する。
- ・ 乗合バスの利用者の利便増進の事業については、運行情報提供施設の整備やノンステップバス導入によるバリアフリー化などにより、利便性の向上を図る必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 盛岡バスセンター再整備事業</p> <p>再掲</p> <p>[内容] 現在の盛岡バスセンターを建替え、バスターミナル機能の強化を図るとともに、商業機能や公益的機能が充実した複合施設として再整備する事業</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～</p>	<p>(株)盛岡バスセンターほか</p>	<p><再掲 P108 参照></p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(盛岡バスセンター地区))</p> <p>[実施期間] 平成 26～28 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] バス運行情報提供施設整備・更新事業</p> <p>[内容] バス運行情報提供施設の整備</p>	<p>バス関連団体</p>	<p>本事業は、大通・菜園地区においてバスの運行情報を利用者に提供している施設を整備・更新する事業である。このことにより、バスの利便性が高まることで利用者の更なる増加が図られることから、「賑わいあふれる中心市</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)と一体の効果促進事業)</p>	

【実施時期】 平成 26～29 年度		街地」及び「訪れたいくなる中心市街地」に寄与する事業である。	【実施時期】 平成 28～29 年度	
【事業名】 盛岡駅西口バス乗場整備事業 【内容】 ①バス乗場及びバス待機所の整備 ②エレベーターの設置 【実施時期】 平成 27 年度	盛岡市	本事業は、平成 28 年からの希望郷いわて国体・希望郷いわて大会お開催に向けて、盛岡駅西口のバス発着機能を強化するため、交通広場 1 階におけるバス乗場及びバス待機所を整備し、並びにエレベーターを設置する事業である。このことにより、バス利用者の利便性の向上と回遊人口の増加が図られることから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 27 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都心循環バス運行事業 【内容】 盛岡駅を基点に 5 つの商店街を結ぶ循環路線を走る 100 円バス（でんでんむし）の運行事業 【実施時期】 平成 12 年度～	バス事業者	本事業は、中心市街地内において利用しやすい料金体系で移動を確保し、交流人口の増加に寄与するとともに、公共交通機関の利用促進を目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
				
【事業名】	盛岡市	本事業は、人に優しいノンス		

<p>ノンステップバス等導入促進事業</p> <p>【内容】 ノンステップバス等の導入促進を図るため、対象となる車両の購入に対する補助金を交付する事業</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>		<p>テップバス等の導入により公共交通への転換を図り、交流人口の増加に寄与する事業である。</p> <p>このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか・おでかけパス事業</p> <p>【内容】 70 歳以上の市民がバス・鉄道を優待できるパス・切符を発行する事業</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	盛岡市	<p>本事業は、利用しやすい料金で利便性の高いパスの発行により、公共交通の利用促進を図り、交流人口の増加に寄与する事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。</p>		
<p>【事業名】 バスの日まつり開催事業</p> <p>【内容】 盛岡市及びその周辺地域におけるバス等の公共交通機関の利用促進と交通渋滞の緩和を図ることを目的に、バスの日（9月20日）にちなみ、商店街と協力してイベントを実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	盛岡市バスの日まつり実行委員会	<p>本事業は、公共交通機関の利用促進を目的として、中心市街地の商店街と連携してイベントを実施する事業であり、来街者の回遊性の向上による賑わいの創出が図られることから、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。</p>		(経済産業省・国土交通省の補助金等を想定)

